



## 高額療養費制度をご存知ですか？

医療費が高額になりそうな時は、高額療養費制度を利用すると、窓口で一度に支払う負担額が軽減されますよ！

ただし、保険適用外の自己負担分は対象外となります。



### 高額療養費制度とは

入院や治療により、月初めから終わりまでの1か月間にかかった医療費が高額になった場合、申請することにより自己負担限度額を超えた額が後日払い戻される制度のことです。

しかし、先に高額な医療費を支払うことは大きな負担になります。

### 限度額適用認定証を提示すると

70歳未満の方は、「限度額適用認定証」を保険証と合わせて病院の窓口に表示すれば、お支払金額が自己負担限度額までとなります。

なお、70歳以上の方は、制度上認定証の申請は不要です。

### 限度額適用認定証の交付を受けるには？

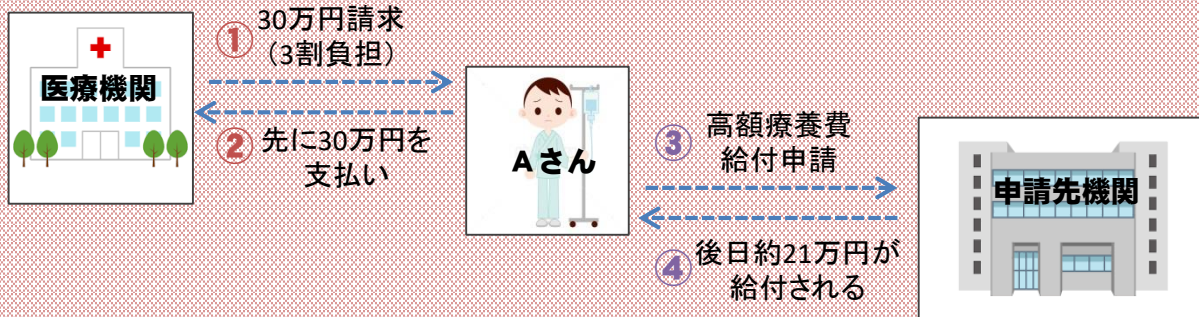
加入している保険組合により申請窓口が異なります。

保険証の種類	申請窓口	申請に必要なもの
国民健康保険	各市町村国民健康保険担当課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高額療養費申請書</li> <li>● 保険証</li> <li>● 印鑑（認印）</li> </ul>
全国健康保険協会管掌保険（協会けんぽ）	勤務先の会社（事業所者） 又は協会けんぽ管轄支部	
健康保険組合	会社又は組合	
各共済組合		
後期高齢者医療保険	各市町村国民健康保険担当課	

（裏面に続く）

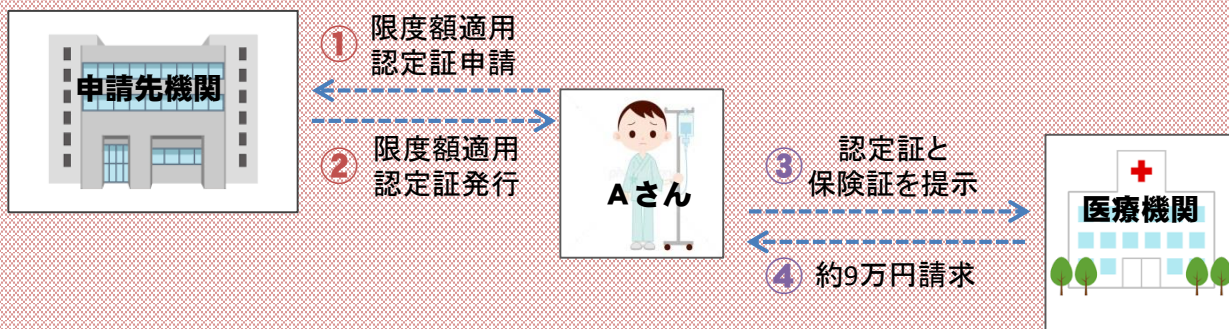
● 【例】 1ヶ月間の医療費が100万円かったAさん(60歳、年収550万円) ●

(1) 医療機関へ保険証のみを提示し、後日高額療養給付申請をした場合



給付申請によりAさんの実質負担金額は約9万円となるものの、先に医療機関へ30万円を支払わなくてはなりません。

(2) 医療機関へ限度額適用認定証を提示した場合



認定証を提示すると、最初から自己負担限度額の約9万円の負担で済みます！

※上のイラストは、あくまで一例となります。

自己負担限度額については、御自身の年齢や年収に応じて変わります。不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ：事務局（医事課医事係）0220-22-5511（内線124）】

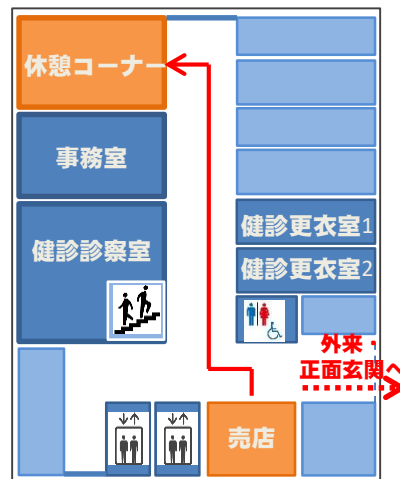
● 休憩コーナーを開設しました ●

南館1階の旧食堂（西側）スペースを休憩コーナーにリニューアルしました！くつろげるよう、畳スペースも設けております。利用可能時間は午前7時から午後5時30分までとなります。

飲食や診療、バスの待ち時間にどうぞご利用ください！



畳スペースとテーブル席があります。テレビも是非ご利用ください。



南館の売店が目印になります！